

平成 21 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社オープンループ
代表者名 代表取締役社長 駒井 滋
コード番号 4831 大阪証券取引所
(ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」)
問 合 せ 先 経営企画部 広報・IR担当 細谷 寛
TEL (03)5368-3894

株式会社エスケイ・キャピタルへの質問状の送付に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 17 日付にて株式会社エスケイ・キャピタル（以下、「SKC 社」という。）から受領しました、当社普通株式にかかる公開買付けの提案（以下、「本提案」という。）につきまして、当社及び株主の皆様が、本提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの判断をするために必要な情報を得るため、本日開催の取締役会において、大規模買付者が遵守すべき情報開示ルール（平成 20 年 12 月 25 日開催の定時株主総会をもって有効期間満了）に定められた手続きに準じ、SKC 社に対し、必要情報を提供していただくための質問を行うことを決議致しましたので、お知らせ致します。

当社は、SKC 社からの本提案を受領後、早急にその検討を進めておりますが、当社取締役会としましては、当社及び株主の皆様が、本提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの判断をするにあたって必要な情報が本提案に記載された事項のみでは不十分であると判断致しました。そこで、上記の通り決議を行い、本日、別紙の質問状を送付し、期日までにご回答いただくよう要請を致しましたので、お知らせ致します。

なお、上記質問状に記載の質問事項に対する SKC 社のご回答が必要情報として不十分であると当社取締役会が判断した場合には、上記情報開示ルールに定められた手続きに準じて、SKC 社に対し追加的に情報提供の要請を行って参ります。また、上記質問状に記載の質問事項は、本来、意向表明書に記載されるべきごく基本的なもののみですので、当社取締役会は、株主様や本提案による取引の影響を受ける当社取引先その他ステークホルダーの皆様方からご照会があった事項につきましても、適時に、当社取締役会からのご質問として、SKC 社にご質問等をさせていただくことも検討しております。つきましては、SKC 社、本提案等に関しましては、御照会等ございましたら、当社までご連絡くださいますようお願いいたします。

（質問事項につきましては、別紙をご参照下さい）

以上

平成 21 年 3 月 19 日

株式会社エスケイ・キャピタル
代表取締役 佐藤 憲治 殿

質問状

東京新宿区新宿四丁目 3 番 17 号
株式会社オープンループ
代表取締役 駒井 滋

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴社による弊社普通株式の公開買付け（以下「本件公開買付け」という。）に関する平成 21 年 3 月 17 日付意向表明書（以下「本件意向表明書」という。）に関し、下記の質問にできるだけ詳細かつ具体的にご回答いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 質問趣旨

弊社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の向上を図ることを経営目標に掲げ日々経営を行っております。

弊社取締役会は、貴社による本件公開買付けが、弊社の企業価値および株主共同の利益向上に資するものであるか否かの判断を行うため、貴社に対して下記のご質問をさせていただきます。

弊社取締役会は、弊社株主の皆様が法的権利または経済的側面において損失を被ることがないように、早期に貴社の本件公開買付けの目的等の詳細とそれに対する弊社取締役会の見解を、株主様に公表することが株主様から経営を負託された弊社取締役会の責務と考えております。

なお、弊社取締役会は、上記趣旨に鑑み、本日開催の臨時取締役会において、貴社の本件公開買付けのご提案に関しては、「企業価値向上のための買収防衛策としての情報開示ルール（現在失効中）」に準じた情報開示の依頼を行っていく旨、承認をしております。

また、弊社取締役会は、貴社が、本件意向表明書において、本件公開買付けを平成 21 年 3 月下旬を目途として開始するとされていることから、取り急ぎ、下記ご質問を致しますが、下記ご質問は、本来、意向表明書に記載されるべきごく基本的なもののみです。弊社取締役会は、今後、上記情報開示ルールにさだめられた手続きに準じて、

必要に応じてさらにご質問等をさせていただきたく予定としておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

2. 質問内容

- (1) 貴社、共同保有者および特別関係者¹並びにそのグループ等の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
- (2) 本件公開買付けの目的、方法および内容等の詳細(買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引(本件公開買付け後の組織再編等を含みます。)の仕組み、本件公開買付けの方法の適法性、本件公開買付けの実行の蓋然性等を含みます。)
- (3) 本件公開買付けの買付価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。なお、弊社の株主様に開示させていただきたく存じておりますので、本件意向表明書にて参照されております株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングの作成に係る株式価値算定書をご送付下さいませようお願いいたします。)
- (4) 本件公開買付けの買付資金の裏付け(資金の提供者[実質的提供者を含みます。]の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (5) 本件公開買付けの後の弊社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (6) 本件公開買付けの後における弊社の従業員、取引先、顧客その他の弊社に係る利害関係者の処遇方針

3. 回答期限

回答期限は本状到着後 5 日以内とさせていただきます。

4. その他

前述のとおり、弊社取締役会は、当社取締役会が必要と判断した場合、貴社より頂いた回答およびそれに対する弊社取締役会の意見を、株主の皆様にご公表致します。

以上

¹ 「共同保有者」および「特別関係者」は、それぞれ金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」および同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」を意味します。